

国立大学法人京都大学教職員就業規則の一部を改正する規程

国立大学法人京都大学教職員就業規則（平成十六年達示第七十号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項第一号中、「日々雇用教職員」を「有期雇用教職員」に、「平成十六年達示第七十二号」第二条第一項」を「平成十七年達示第三十七号」第二条」に改め、同項第二号中「平成十六年達示第七十三号」を「平成十七年達示第三十八号」に改める。

第二十四条第一項中、「禁固以上の刑」の下に「（執行猶予が付された場合を除く。）」を加える。

第三十四条に次の一号を加える。

四 その他勤務時間内に勤務しないことを承認された期間
第四十八条中「各号の一」を「規定による懲戒事由」に、「区分」を「各号に定める区分」に改める。
第六十二条中「及び労災法」を「、労災法及び国立大学法人京都大学災害補償規程」に改める。

附 則

2 1 この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

2 改正後の第二十四条第一項の規定にかかわらず、平成十六年三月三十一日以前にした行為により禁錮以上の刑に処せられた場合は、なお従前の例による。